

青森県報

第三百九十六号

令和三年
十二月八日
(水曜日)

目次

規則

- 青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一
- 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課) ……三

告示

- 農業振興地域の指定の一部改正……………(構造政策課) ……四
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……四
- 道路の供用の開始……………(同) ……五

公告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……五
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……六
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部会計課) ……七

教育委員会

- 青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(スポーツ健康課) ……七

規

則

青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十三号

青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

青森県旅館業法施行細則(昭和二十四年十一月青森県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、旅館業の営業を譲り受けた者が当該営業に係る第一項の申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている当該見取図の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

第四条第三項を次のように改める。

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。

一 省令第二条第二項又は第三条第二項に規定する書類

二 前条第三項本文に規定する見取図

三 第一項に規定する合併による営業者の地位の承継に係る承認の申請書にあつては、合併契約書の写し(合併契約書を作成しない場合にあつては、これに代わる書面)

四 第一項に規定する分割による営業者の地位の承継に係る承認の申請書にあつては、分割計画書又は分割契約書の写し

第一号様式中別紙以外の部分を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

青森県知事

殿

年 月 日

青森県収入記紙
貼 付

申請者 住所

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

(電話番号)

氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日 生

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定による旅館業営業の許可を受けたので、旅館業法施行規則第1条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名 称		
所 在 地	(電話番号)	
旅館業法第3条第2項各号の該当の有無及び該当するときの内容	有・無 [その内容]	譲り受けた旅館営業の以下の事項に変更がありません。
種 別	営業	<input type="checkbox"/>
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨	(該当する施設)	<input type="checkbox"/>
構造設備の概要	別紙のとおり	<input type="checkbox"/>
旅館業営業の譲渡	上記に係る旅館業営業を上記の申請者に譲り渡しました。 (譲渡人の署名) _____	
備 考		

添付書類

- 1 営業施設の構造設備を明らかにする図面 (配置図、平面図及び断面図で縮尺を明示したもの)。ただし、旅館業営業を譲り受けた者が当該旅館業営業に係るこの申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている当該図面に係る営業施設の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。
 - 2 営業施設の設置場所の周囲200メートルの区域内の見取図 (その区域内に旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地がある場合にあつては、当該施設の位置及び当該営業施設の設置場所と当該施設の敷地との距離を明示したもの)。ただし、旅館業営業を譲り受けた者が当該旅館業営業に係るこの申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている当該見取図の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
 - 3 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
 - 4 旅館業営業を譲り受けた者が当該旅館業営業に係るこの申請書を提出する場合 (「旅館業営業の譲渡」欄に譲渡人が署名した場合を除く。)にあつては、当該旅館業営業を譲り受けたことを証する書類
- 注 1 次に掲げる欄の記載は、旅館業営業を譲り受けた者が当該旅館業営業に係るこの申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている旅館業営業許可申請書の記載事項に変更がないときは、□にレ印を記入することをもつて足りる。
- (1) 種別
 - (2) 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨
 - (3) 構造設備の概要
- 2 1により「構造設備の概要」欄の□にレ印を記入した場合にあつては、別紙の添付を省略することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第二号様式その一の添付書類の3及びその二の添付書類の3中「もの」の次に「。ただし、既に知事に提出されている当該見取図の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。」を加える。

第三号様式の添付書類の1中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加え、同添付書類の3中「もの」の次に「。ただし、既に知事に提出されている当該見取図の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十四号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第九号」を「第十号」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する特定植栽事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する特定植栽事業を実施するのに必要な資金

第二条第四項中「第五号及び第八号」を「第六号及び第九号」に改める。

附則第二項中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に、「、第五号及び第八号」を「、第六号及び第九号」に、「同項第五号及び第八号」を「同項

第六号及び第九号」に改める。

第一号様式、第三号様式及び第六号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。 ㊦」を「氏名」

第七号様式及び第十号様式中「氏名」に改める。 ㊦」を「代表者氏名」に改める。

第十三号様式中「代表者氏名」に改める。 ㊦」を「代表者氏名」に改める。

第十四号様式中「氏名」に改める。 ㊦」を「氏名」に改める。

第十五号様式中「代表者氏名」に改める。 ㊦」を「代表者氏名」に改める。

第十七号様式中「氏名」に改める。 ㊦」を「氏名」に改める。

第十九号様式中「代表者氏名」に改める。 ㊦」を「代表者氏名」に改める。

第二十号様式中「氏名」に改める。 ㊦」を「氏名」に改める。

第二十一号様式中「代表者氏名」に改める。 ㊦」を「代表者氏名」に改める。

第二十三号様式中「氏名」に改める。 ㊦」を「氏名」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十五号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を

次のように改正する。

第一号様式及び第四号様式から第六号様式までの規定中「代表姓氏名

「代表姓氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第八百九号

平成二十四年六月六日青森県告示第四百七十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

地域名	区 域
おいらせ	おいらせ町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域
地域	1 緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、 緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、緑ヶ丘七丁目、若葉三丁目、若葉 四丁目、若葉五丁目、若葉六丁目、若葉八丁目、若葉九丁目、若 葉十丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、

図面番号	道路類の	路線名	変更の区間
1	県道	三沢七戸線	三沢市春日台三丁目一五四の一五九から 三沢市春日台三丁目一五四の一七七まで
後	前	変更の幅員	変更の延長
一〇・七・五〇メートルから 一〇・四〇メートルまで	一三・七・五〇メートルから 一三・六〇メートルまで	三〇・五〇メートル	三〇・五〇メートル
			備考

後田、下明堂、一川目、一川目一丁目、一川目三丁目、松原二丁目、洋光台一丁目、洋光台二丁目、洋光台三丁目、洋光台四丁目、洋光台五丁目及び洋光台六丁目の区域

2 秋堂、犬毛谷地、上川原、木崎、三本木、境田、西下谷地、柴屋、立蛇、高田、苗振谷地、中野平、中平下長根山、中下田、菜飯、馳下り、間木、西前川原、向川原、緑ヶ丘八丁目、緑ヶ丘九丁目、若葉一丁目、若葉七丁目、牛込平、上明堂、上前田、下前田、下屋敷、新助川原、千刈田、苗平谷地、東下川原、東下谷地、一川目二丁目、深沢一丁目、深沢二丁目、二川目一丁目、二川目二丁目、二川目三丁目、二川目四丁目及び松原一丁目の区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第八百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三沢七戸線	三沢市春日台三丁目一五四の七五九から 三沢市春日台三丁目一五四の一五七まで	令和三・三・八

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ弘前境関店・ローソン弘前境関店

弘前市大字境関一丁目二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社沼田建設

青森市古館一丁目一〇の一

代表取締役 沼田智光

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 八幡政浩

2 有限会社沼田建設

青森市古館一丁目一〇の一

代表取締役 沼田智光

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年七月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四三二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

七二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一四・九二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ツルハ
開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時

(二) 有限会社沼田建設

二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

六か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (一) 荷さばき施設一
午前六時から午後九時まで
 - (二) 荷さばき施設二
二十四時間

八 届出年月日

令和三年十一月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十二月八日から令和四年四月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
MULプロパティ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六の 五 代表取締役 船橋啓二	三菱HCキャピタルプロパティ株 式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六の 五 代表取締役 船橋啓二	令和 三・〇・一
株式会社コムネット 宮城県東松島市矢本字北浦九七の 二 代表取締役 志摩恵章	変更なし	

三 届出年月日

令和三年十一月十九日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十二月八日から令和四年四月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

る。

1 提出期限

令和四年四月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

男性警察官用冬制帽ほか 総数七千三百三十七点

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

指名競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年十一月十六日

五 落札者の名称及び住所

株式会社さくら野百貨店

青森市新町一丁目一三の二

六 落札金額

四千九百七十一万三千四百五十五円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年十月一日

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第八号

各 県 立 学 校
青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月八日

青森県教育委員会

青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員安全衛生管理規程(平成九年三月青森県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式及び第五号様式中「」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円